



市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の納期の特例についての承認申請書

第 号

年 月 日提出

高知市長様	申請者	住所又は所在地		特別徴収義務者番号	
		氏名又は事務所等の名称並びに代表者氏名		法人番号	
	代理人	住所	氏名	生年月日	電話番号

特別徴収税額の納期の特例について、高知市税条例第46条の3の規定による申請をします。

特例の適用を受けようとする税額	年 月分以後の納期に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額			
申請の日前6か月間の各月末の給与の支払を受ける者の人員 (常時雇用人員を記載し、臨時雇用は、別記のこ。)	年 月分	ほかに臨時 人 人	年 月分	ほかに臨時 人 人
	年 月分	ほかに臨時 人 人	年 月分	ほかに臨時 人 人
	年 月分	ほかに臨時 人 人	年 月分	ほかに臨時 人 人

1 現に市税の滞納があり、又は最近において著しい納入遅延の事実がある場合においてそれがやむを得ない理由によるものであるときは、その理由の詳細
2 申請の日前1年以内に納期の特例についてその承認を取り消されたことがある場合には、その年月日。

※印欄は記入しないでください。

※市役所処理欄	処理区分	却下理由	起案日	年 月 日		整理簿記入
	承認		決裁日	年 月 日		
		却下	発信日	年 月 日		収納簿記入
			決裁	課長	課長補佐	係長
						通知書作成

【納期の特例】

給与等の支払いを受ける者が常時10人未満の事業主は、市長に「納期の特例についての承認申請書」を提出することにより(承認された場合)給与等の支払の際徴収した税額を、次のように年2回だけに納入することができます。

(「常時10人未満」とは常に10人に満たないということで、多忙な時期等において臨時に雇い入れた者があるような場合には、その人数を除いた人数が9人までのことです。)

納期 → 6月から11月までの分を……12月10日までに、12月から翌年5月までの分を……6月10日までに

なお、この納期の特例については、退職手当等に係る特別徴収にも適用されます。

【注意事項】

- ① 納期の特例の承認申請をされても、滞納や著しい納入遅延がある場合は、承認されないことがあります。また、承認を受けても滞納したり、納入遅延があった場合は、この特例の承認を取り消すこととなりますのでご注意ください。
- ② 納期の特例の承認後、給与等の支払を受ける者の人数が条件の限度を超えることになった場合(常時10人以上になったとき)は、その旨を速やかに届けてください。
- ③ 納期の特例が承認された場合でも退職など異動があったときは「異動届出書」を、翌月10日までに必ずご提出ください。
- ④ 納期の特例の承認は、次年度以降も継続して適用となるため、再度の承認申請は不要です(ただし、事業所名の変更等により特別徴収義務者名が変更になった場合は、改めて申請してください。)